

基発第0327003号
平成15年3月27日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

構造改革特別区域法第20条に基づく社会保険労務士法の特例の運用について

構造改革特別区域法(平成14年法律第189号。以下「法」という。)は、第155回臨時国会において平成14年12月11日に成立し、同12月18日に公布され、一部を除き、本年4月1日から施行されることとなった。

また、これに伴い、厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則(平成15年厚生労働省令第58号。以下「特区則」という。)が本日公布され、本年4月1日から施行されることとなった。

これらの法令の施行による法第20条に基づく社会保険労務士法(昭和43年法律第89号。以下「社労士法」という。)の特例(以下「社労士法の特例」という。)の運用に当たって留意すべき事項及び内容は下記のとおりであるので、その周知徹底を図り、事務処理に遺憾のないようにされたい。

記

第1 法の目的

地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的としていること。

第2 社労士法の特例の内容

1 概要

地方公共団体が、法第4条第1項に規定する構造改革特別区域計画を作成し、同条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、当該特区内に事務所を有する社会保険労務士（以下「社労士」という。）であって厚生労働省令で定める要件に該当することについて、当該社労士が設けている事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）から認定を受けた社労士は、当該認定の日以後は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第6条の規定にかかわらず、社労士法第2条第1項各号に掲げる事務のほか、当該特区内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該特区内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除の代理（弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条に規定する法律事件に関する代理を除く。以下「労働契約の締結等の代理」という。）をすることを業とすることができること（法第20条第1項本文関係）。

2 特区の認定に係る要件

地方公共団体が特区の認定を受け、社労士法の特例を実施するためには、その設定する特区が以下のいずれの要件をも満たすものであると当該地方公共団体が認めて内閣総理大臣の認定を申請する必要があること（法第20条第1項及び特区則第4条関係）。

認定を受けようとする特区における求職者の数に対する求人の数の比率、求人の充足率（求人の数に占める求職者が当該求人を充足した数の割合をいう。）、就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標が他の地域における当該指標に比較して低位にあることにより、当該特区が法第20条第1項第1号に規定する状況にあると認められること。

の状況の急激な変化が認められないこと。

3 社労士に係る要件

社労士が管轄労働局長の認定を受け、労働契約の締結等の代理を業として行うためには、以下のいずれの要件をも満たす必要があること（特区則第3条関係）。

社労士法第2条に規定する事務を行うための事務所を設けてから3年以上経過していること。

社労士法第25条に規定する懲戒処分を受けたことがないこと。

4 社労士が業として行うことができることとなる業務

社労士法の特例により社労士が新たに業として行うことができることとなるのは、特区内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該特区内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結等の代理をすることであること。

したがって、以下のような場合に有償で業として労働契約の締結等の代理をすることは、労働基準法第6条違反となり得ることに留意すること。

社労士が当該特区内に事務所を有しない場合

求職者又は労働者が当該特区内に居住しない場合

事業主の求めに応じる場合

事業主及び労働者双方の求めに応じる場合

事業主が当該特区内に事業所を有しない場合

都道府県労働局長の認定を受けずに又は認定を取り消された後に代理を行う場合

また、及びについては、職業安定法（昭和22年法律第141号）上の労働者の募集又は職業紹介に該当する場合があります、当該社労士及び事業主に対し同法に基づく規制が課せられることがあり得るので、特に留意すること。

第3 社労士からの認定申請への対応

1 認定の申請

上記第2の3に係る管轄労働局長の認定を受けようとする社労士は、認定に係る申請書（別添様式1）1部を労働基準部監督課あて提出するものとする。

なお、提出は郵送で差し支えないが、当面、電子申請の対象とはしないこととしていること。

2 認定又は不認定の決定

提出を受けた労働基準部監督課は、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）第22条の規定により社会保険労務士会から提出を受けている会員の名簿に基づき、開業年月日及び懲戒処分の有無を調査の上、おおむね15日以内に認定又は不認定を決定すること。

3 認定通知書等の交付

認定又は不認定の決定をした場合は、速やかに当該認定又は不認定に係る通知書（別添様式2及び3）を申請者あて交付すること。

第4 社労士に係る認定の取消し

上記第3に従って認定を行った社労士について、認定後、上記第2の3の要件を満たしていなかったことが明らかとなった場合又は懲戒処分を受けた場合には、厚生労働省聴聞手続規則（平成12年厚生省・労働省令第2号）に従って聴聞の手続を経た上、認定を取り消すこと。

また、認定を取り消した場合は、当該取消しに係る通知書（別紙様式4）を当該社労士あて交付すること。

第5 地方公共団体からの照会への対応

地方公共団体が、その設定する特区が上記第2の2に規定する要件を満た

すか否かを検討するに当たり、雇用の状況に関する指標について労働局又は公共職業安定所あて照会することがあり得るが、照会がなされた場合には、職業安定部職業安定課において対応すること。

なお、当該地方公共団体又は特区に限定した指標や他の地域の指標ではなく、労働局全体又は関係する公共職業安定所に係る既存の年報、月報、表又はその他の書面を提供すれば足りること。

第6 その他

1 関係地方公共団体等との連携

関係行政機関の長は、法第4条第8項の認定を受けた地方公共団体に対し、法第4条第8項の認定を受けた構造改革特別区域計画（以下「認定構造改革特別区域計画」という。）に係る規制の特例措置の適用の状況について報告を求めることができる（法第7条第2項）ほか、構造改革特別区域計画の認定又は認定構造改革特別区域計画の変更若しくは取消しは社労士法の特例の実施に影響を及ぼすことから、必要に応じて関係地方公共団体及び社会保険労務士会と情報交換等の連携を行うこと。

2 認定構造改革特別区域計画の変更、取消し等の効果

認定構造改革特別区域計画が変更され（法第6条第1項）、社労士法の特例が実施されないこととなった場合、又は認定構造改革特別区域計画が取り消された場合（法第9条第1項）には、当該変更又は取消しの日以後、社労士は労働契約の締結等の代理を有償で業として行うことはできないこと。

したがって、関係地方公共団体と連携の上、労働契約の締結等の代理を業として行うことができなくなる社労士に対し、その旨の通知書（別添様式5）を速やかに送付すること。

構造改革特別区域法第20条第1項による認定申請書

構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第20条第1項に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則(平成15年厚生労働省令第58号)第3条の要件に該当する旨の認定を願いたく、申請します。

なお、認定を受けた場合には、私の氏名並びに事務所所在地及び名称を関係地方公共団体及び社会保険労務士会あて通知することについてあらかじめ同意します。

事務所所在地及び名称

社会保険労務士 (署名又は記名押印)

平成 年 月 日
労働局長 殿

(別添様式2)

構造改革特別区域法第20条第1項による認定通知書

平成 年 月 日

事務所所在地及び名称

社会保険労務士

殿

労働局長

平成 年 月 日付けで提出されました構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第20条第1項に基づく、厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年厚生労働省令第58号）第3条の要件に該当する旨の認定申請については、平成 年 月 日付けをもって認定しますので、通知します。

構造改革特別区域法第20条第1項による不認定通知書

平成 年 月 日

事務所所在地及び名称

社会保険労務士

殿

労働局長

平成 年 月 日付けで提出されました構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第20条第1項に基づく、厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年厚生労働省令第58号）第3条の要件に該当する旨の認定申請については、以下の理由により認定をしないものとします。

なお、この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

記

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条に規定する事務を業として行うための事務所を設けてから3年以上経過していないこと若しくは社会保険労務士法第25条に規定する懲戒処分を受けたことがあること又はその両方。

構造改革特別区域法第20条第3項による認定取消通知書

平成 年 月 日

事務所所在地及び名称

社会保険労務士

殿

労働局長

平成 年 月 日付けで認定しておりました構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）第20条第1項に基づく、厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年厚生労働省令第58号）第3条の要件に該当する旨の認定については、法第20条第3項の規定に基づき、以下の理由により取り消すものとします。

記

平成 年 月 日付けで社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条に規定する事務を行うための事務所を設けてから3年以上経過していなかったこと若しくは平成 年 月 日付けで社会保険労務士法第25条に規定する懲戒処分を受けたこと又はその両方。

認定構造改革特別区域計画取消(変更)通知書

平成 年 月 日

事務所所在地及び名称

社会保険労務士

殿

労働局長

(地方公共団体名)の長

(地方公共団体名)に係る認定構造改革特別区域計画は、平成 年 月 日をもって取り消される(変更される)こととなり、同日以後は社会保険労務士法の特例による労働契約の締結等の代理を業として行うことはできないこととなりますので、通知します。

なお、同日以後、労働契約の締結等の代理を有償で業として行うことは労働基準法(昭和22年法律第49号)第6条違反となることがありますので、留意願います。

別添資料（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）及び厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年厚生労働省令第58号）が官報に掲載されたもの）は省略しています。